

遠隔教育と著作権

資料2-4

(H29.5.9)

	1	2	3	4	5
	対面の教室	「遠隔合同授業」	「同時双方向型の遠隔授業」	同時一方向型の遠隔授業	オンデマンド型の遠隔授業
教員等		各教室にそれぞれ教科担任がいる	配信側:教科担任 受信側:教科担任以外	配信側:教科担任 受信側:教科担任以外	
生徒等(配信側)			生徒等がない	生徒等がない	
各教育機関での実施の可否	各教育機関では可能	各教育機関では可能	高校で平成27年度から解禁 大学等では可能	大学等では可能	大学等では可能
「双方向」/「一方向」	「双方向」			「一方向」	
個々の授業の生徒数	<小中高> (標準)40人以下 <大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る	<小中高> [(標準)40人以下]×学級数 <大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る	<高校> (標準)40人以下 <大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る	<大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る	<大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に害さない範囲に限る
教授と受講の時期	同時				異時
著作物の利用形態	複製	同時・異時 (公衆送信) ※異時は予習復習等	同時・異時 (公衆送信) ※異時は予習復習等	同時・異時 (公衆送信) ※異時は予習復習等	同時・異時 (公衆送信) ※異時は予習復習等
著作権法上の扱い (→以下は文化審議会著作権分科会報告書の結論)	原則許諾不要 無償 (35条1項)	原則許諾必要 ↓ 原則許諾不要・補償金設定	原則許諾不要 無償 (35条2項)	原則許諾必要 ↓ 原則許諾不要・補償金設定	原則許諾必要 ↓ 原則許諾不要・補償金設定
規制改革推進会議の意見書			高校について、規制改革会議の意見書の対象		